

職員用自動販売機運営事業者の選定に係るプロポーザルの募集公告

公募型プロポーザル方式により、兵庫県立丹波医療センターの指定場所において、職員用自動販売機を設置する事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和元年9月26日

兵庫県病院事業

兵庫県立丹波医療センター院長 秋 田 穂 東

1 公告内容

(1) 件名

兵庫県立丹波医療センター職員用自動販売機設置事業者の選定

(2) 概要

兵庫県立丹波医療センター内の2階一部について行政財産使用許可を受け、職員用自動販売機の設置を行う事業者をプロポーザル方式により選定する。

(3) 行政財産の使用許可を行う施設の概要

① 所在地

丹波市氷上町石生 2002 番地 7

② 施設の名称

兵庫県立丹波医療センター

③ 許可予定箇所の位置等

自動販売機：病院2階

(4) 行政財産の使用許可期間

令和元年11月1日から令和4年3月31日まで（2年5ヶ月）

(5) 行政財産の使用料

① 最低使用料

病院局公有財産取扱規程（平成14年病院局管理規程第19号）別表第1に定める使用料。

② 価格提案に係る使用料

設置運営する売店および自動販売機に係る売上実績額に一定の率を乗じた額（ただし、売上実績が売上見込額を下回った場合は、売上見込額に一定の率を乗じた額）。

2 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り、応募することができる。

(1) 事業実績のある者

自動販売機の設置について1年以上運営している者。

(2) 許認可等の取得者

販売に当たり、関係法令等の規定に基づく許認可等（届出を含む）が必要な場合は、それらを有すること又は事業者として選定後自らその手続きを行うこと。

(3) 欠格要件のない者（注：下請者も含む）

次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。

① 兵庫県から指名停止措置を受けている者

② 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者

③ 国税及び県税を滞納している者

④ 公告開始日前日までの過去1年間に兵庫県内で食品衛生法（昭和22年法律第233号）に違反したとして行政処分を受けた者

⑤ 兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員に該当する者

兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者

⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者

3 参加手続

(1) 事務局

〒669-3495 丹波市氷上町石生2002番地7
兵庫県立丹波医療センター総務部総務課
電話 (0795) 88-5200

(2) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和元年9月26日（木）から10月7日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の、毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。

イ 配布場所

上記(1)に同じ または 兵庫県立丹波医療センターホームページからダウンロード

(3) 参加申込書

ア 提出方法

所定の参加申込書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和元年9月26日（木）から10月11日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の、毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和元年10月11日（金）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

(4) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、持参、メール、ファクシミリ又は郵送とする。

イ 受付期間

令和元年9月26日（木）から10月3日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の、毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和元年10月3日（木）必着とする。

ウ 回答方法

令和元年10月7日（月）から同月9日（水）までの、毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に、閲覧方式により行う。

エ 質問様式提出場所及び回答閲覧場所

上記(1)に同じ

(5) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和元年9月27日（金）から10月15日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の、毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和元年10月15日（火）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

エ 提出書類

① 企画提案書

9 部

② その他、募集要項に定めるもの

4 当選者の選定、決定及び通知の方法

(1) 選定方法

選定は、「県立丹波医療センター目的外使用許可に関する運営事業者審査委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

(2) 決定方法

委員会の選定結果に基づき、当選者を決定する。

(3) 当選者の通知

当選者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取り扱い

当選者は、「県立丹波医療センターの指定場所における職員用自動販売機設置運営」に係る目的外使用許可の予定者となる。

5 その他

(1) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び募集要項に定める様式に適合しない場合は、無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とする。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(2) 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(3) その他

詳細は、募集要項による。

兵庫県立丹波医療センター
職員用自動販売機設置事業者募集要項

令和元年 9 月
兵庫県立丹波医療センター

1. 目的

この要項は、兵庫県立丹波医療センター（以下「当センター」という。）の指定場所（別添図面記載のとおり）で行政財産の使用許可を受け、職員向けの清涼飲料水用自動販売機（以下「自販機」という。）を運営する事業者（法人又は個人。以下同じ。）を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な手続等について定めるものです。

2. 自販機の概要

(1) 自動販売機

- ・場所：2階食堂前の指定エリア（別添図面参照）
- ・設置台数：1台（ゴミ箱も含め設置すること）

※奥行き50cm×幅180cmまでのエリアで自動販売機の設置を認めます。

※給水・排水設備はありません。

※自動販売機の設置撤去に要する工事・移転費等は、運営事業者の負担とします。

※自動販売機の設置にともない発生が予想される空き缶・ごみ入れ等を設置し、あふれる事の無いよう定期的に回収してください。

3. 当センターの概要

(1) 所在地

兵庫県丹波市氷上町石生2002番地7

(2) 病院の規模

許可病床数＝320床、稼働病床数＝238床 ※稼働病床は段階的に拡大予定

診療科＝27科（内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、脳神経内科、血液内科、糖尿病内科、緩和ケア内科、外科、消化器外科、脳神経外科、乳腺外科、整形外科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、病理診断科、救急科、歯科口腔外科）

(3) 患者数（令和元年8月・1日当たり）

入院患者数＝230人、外来患者数＝460人

(4) 職員数（令和元年8月）

約570人（非正規職員等を含む）

(5) 委託人員概算（令和元年7月開院当初想定）

約120人（医事、清掃、調理等）

(6) 外来診療日

土・日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く毎日

(7) 併設施設（当センター敷地内）

丹波市健康センターミルネ

丹波市立看護専門学校（令和元年8月末在籍学生113人）

※丹波市立看護専門学校は、令和元年9月1日新校舎開校。

4. 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者に関し、応募することができます。

・ 欠格要件のない者

次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。（注：下請者も含む）

- ① 兵庫県から指名停止措置を受けている者
- ② 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- ③ 国税及び県税を滞納している者
- ④ 兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員に該当する者
兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者
- ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- ⑥ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員及び構成員に該当しない者であること

5. 公募条件

(1) 使用許可の期間

令和元年11月1日から令和4年3月31日までの2年5ヶ月とします。

※なお、許可期間内に販売機の運営に特段の問題を生じず、かつ、当センターが使用許可の継続を希望する場合は、当初許可条件を変更しないことを前提に、3年を限度として使用許可を更新することができます。

(2) 使用料

① 基本使用料

- ・ 自動販売機部分^{注1}

専用面積が0.4㎡未満のもの・・・

年額 4, 210円／台 (2年5ヶ月分) 10, 174円

専用面積が0.4㎡～0.7㎡未満のもの・・・

年額 7, 350円／台 (2年5ヶ月分) 17, 762円

専用面積が0.7㎡～1.0㎡未満・・・

年額 10, 810円／台 (2年5ヶ月分) 26, 124円

専用面積が1.0㎡～2.0㎡・・・

年額 14, 010円／台 (2年5ヶ月分) 33, 857円

注1 自動販売機の専用面積算出にあたっては、自動販売機用に設置されたゴミ箱の面積も合算します。

※上記基本使用料は、病院局公有財産取扱規程（平成14年病院局管理規程第19号）別表第1に定める建物使用料に基づく自動販売機設置スペースの面積に応じた使用料です。

※なお、使用許可後に、病院局公有財産取扱規程の建物使用料に係る改定があった場合は、改定後の建物使用料により計算した額を基本使用料とする。

② 価格提案に係る使用料

前号に記載の基本使用料に加え、運営事業者が企画提案書に示す一定の率（提案手数料率）を自動販売機の年間売上実績額（税込）に乗じた額（売上実績に応じた加算使用料）とします。

ただし、売上実績が売上見込額を下回った場合は、「企画提案書に示す売店等の売上見込額（税込）に一定の率（提案手数料率）に乗じた額」とする。

③ 使用料の納付

使用料は年度ごとの納付とし、当センターが指定する方法により納付して下さい。

また、年度当初に年度ごとの提案使用料（企画提案書に示す自動販売機の売上見込額に提案手数料率を乗じた額）を納付いただき、年度末に精算後売上実績が見込額を上回った場合、当初納付いただいた使用料の差額を納付いただきます。

(3) 必要経費等の負担

次に掲げる経費等は、すべて運営事業者の負担とします。

- ① 自販機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費等含む）、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。また、自販機の運転に必要な光熱水費等
- ② 使用許可部分に係る清掃、廃棄物（売店前ゴミ箱の廃棄物含む）等の処理経費
- ③ 利用者による使用許可部分の設備汚損、破損に対する対応経費

6. 自動販売機の運営条件（要求水準）

ア 自動販売機部分

(1) 営業時間等

毎日、24時間（自動販売機の保守管理等に要する時間は除く）

(2) 型式・機能

- ・大きさ、形状は当センターが指定する場所に対応したものとすること。
- ・紙コップ式の販売機は設置不可。
- ・偽造通貨対応及び盗難防止機能が備えられていること。
- ・ユニバーサルデザインや省エネルギーに配慮されていること。
- ・緊急時の連絡先を表示すること。
- ・転倒防止の措置を講ずること。
- ・大規模災害時に職員が操作して、飲料水が無償で提供できる機能のついた災害対応型自動販売機の提案があることが望ましい。

(3) 取扱商品

コーヒー、紅茶、お茶、水、スポーツドリンク等の清涼飲料水等利用者の嗜好に幅広く対応できる品揃えを行うこと。

(4) 販売を禁止するもの

アルコール類。

(5) 販売価格

通常小売価格より安価な価格設定とすること。

(6) 売上実績額の正確な記録

加算使用料の算定基礎となる毎月の売上実績額を、POSシステム等により正確に記録すること。

(7) 設置水準

電力等使用量計測用子メーターを設置する他、転倒防止対策も併せて行うこと。

イ 運営全般に係る遵守事項

- ①使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用を期日までに確実に納付すること。
- ②自販機を設置する権利は、第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ③販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、当センターの指示に従うこと。
- ④毎月当初に、前月分の売上実績額等、当センターが求める定期報告を行うこと。
- ⑤商品補充（売切れ防止等）、金銭管理（つり銭対応含む）など自販機の運営に関する維持管理は、事業者が対応すること。
- ⑥自販機に係る故障、問い合わせ、苦情等については、事業者の責任において、迅速に対応すること。また、自販機に故障時等の連絡先を明記すること。

- ⑦設置場所周辺を清潔に保ち、フロアの美観、衛生環境を損なわないこと。特に、廃棄された空き容器等の廃棄物の定期的な回収に配慮すること。
- ⑧自販機には、事業者や商品販売と関係の無い広告を掲示しないこと。
- ⑨自販機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- ⑩受電設備の点検等のため、事前に連絡のうえ停電作業を実施することがあります。
- ⑪設置事業者は、許可期間が満了または許可が取り消された場合は、速やかに原状回復を行うこと。なお、原状復帰に際し要した経費は設置事業者負担とし、当センターの確認を得ること。

7. 非常時における対応

災害時等の非常時においては、当センターの要請に応じ施設の使用、人的及び物的支援等最大限の協力をしてください。

8. 応募申込み手続き

(1) 提出書類（各 1 部、企画提案書については 9 部）

- ・参加申込書（様式第 1 号）
- ・欠格要件なきことの誓約書（様式第 2 号）
- ・平成 30 年度納税証明書（県税にかかるもの）
- ・消費税及び地方消費税にかかる納税証明書
- ・発行後 3 ヶ月以内の商業登記簿謄本（法人の場合のみ必要）
- ・発行後 3 ヶ月以内の身分証明書（「本籍地市区町村が証明するもの」及び成年被後見人、被保佐人とする記録がない旨の「法務局に登録されていないことの証明」）（個人の場合のみ必要）
- ・企画提案書（様式第 3 号）
- ・本要項 4－(2)に係る必要な許認可等を証する書類の写し（必要に応じ）
- ・その他参考資料（必要に応じ）

(2) 書類の提出期間

①参加申込書

令和元年9月26日（木）から 10月11日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の、毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

②企画提案書等

令和元年9月27日（金）から 10月15日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の、毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

※いずれも郵送の場合は必着とします。参加申込書を期限までに提出しなかった場合には企画提案書を提出することはできません。

(3) 質問書の提出

参加申込書又は企画提案書の提出に当たり質問がある場合は、様式第4号の質問書により、持参及びFAX・email又は郵便により提出して下さい。

提出期間	令和元年9月26日（木）から令和元年10月3日（木）まで ※土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
回 答	令和元年10月7日（月）から 10月9日（水）までの毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に、(4)の場所で閲覧方式にて行う。

(4) 提出先

〒669-3495

兵庫県丹波市氷上町石生2002番地7 兵庫県立丹波医療センター総務部総務課

電 話 0795-88-5200（内線1313）

ファクシミリ 0795-88-5210 メールアドレス soumu@tmc.hyogo.jp

9. 企画提案書作成上の注意

- (1) 企画提案書の規格はA4版とします。
- (2) 企画提案書は、分かり易く簡潔に記載して下さい。
- (3) 企画提案書には自動販売機等機器のパンフレットを添付して下さい。そのほかの添付書類については必要最小限のものとして下さい。
- (4) 企画提案書は返却しません。また、企画提案書や必要書類の作成・提出に係る一切の費用は、事業者の負担とします。
- (5) 事業者から提出された企画提案書の著作権は、当該事業者に帰属します。また、提出書類に記載された個人情報、本件運営事業者の評価、選定手続きに使用すること以外に、当該事業者の承諾を得ずしては利用しないものとします。

10. 企画提案書の審査及び結果の通知等

企画提案者から提出された企画提案書等の内容を審査し評価した上で、最も優れた運営事業者を選定します。

(1) 決定方法等

当センターにおいて設置する審査委員会で総合的に評価した上で、最も優れた企画提案者を運営事業者に内定（以下「内定運営事業者」という。）します。

但し、本項(5)により、当該内定運営事業者の内定が取り消された場合は、次点の企画提案者を新たに内定運営事業者とします。

なお、提案内容の審査は書面によることを基本とし、提案の内容・趣旨を正しく理解するため、必要に応じて審査委員会で個別にヒアリングを行う場合があります。

(2) 審査結果の通知

審査結果は応募事業者全員に、令和元年10月21日（月）までに当院長が通知する予定です。

(3) 非選定理由の開示請求

内定運営事業者に選定されなかった者は、非選定理由を通知の日の翌日から7日以内に文書で求めることができます。

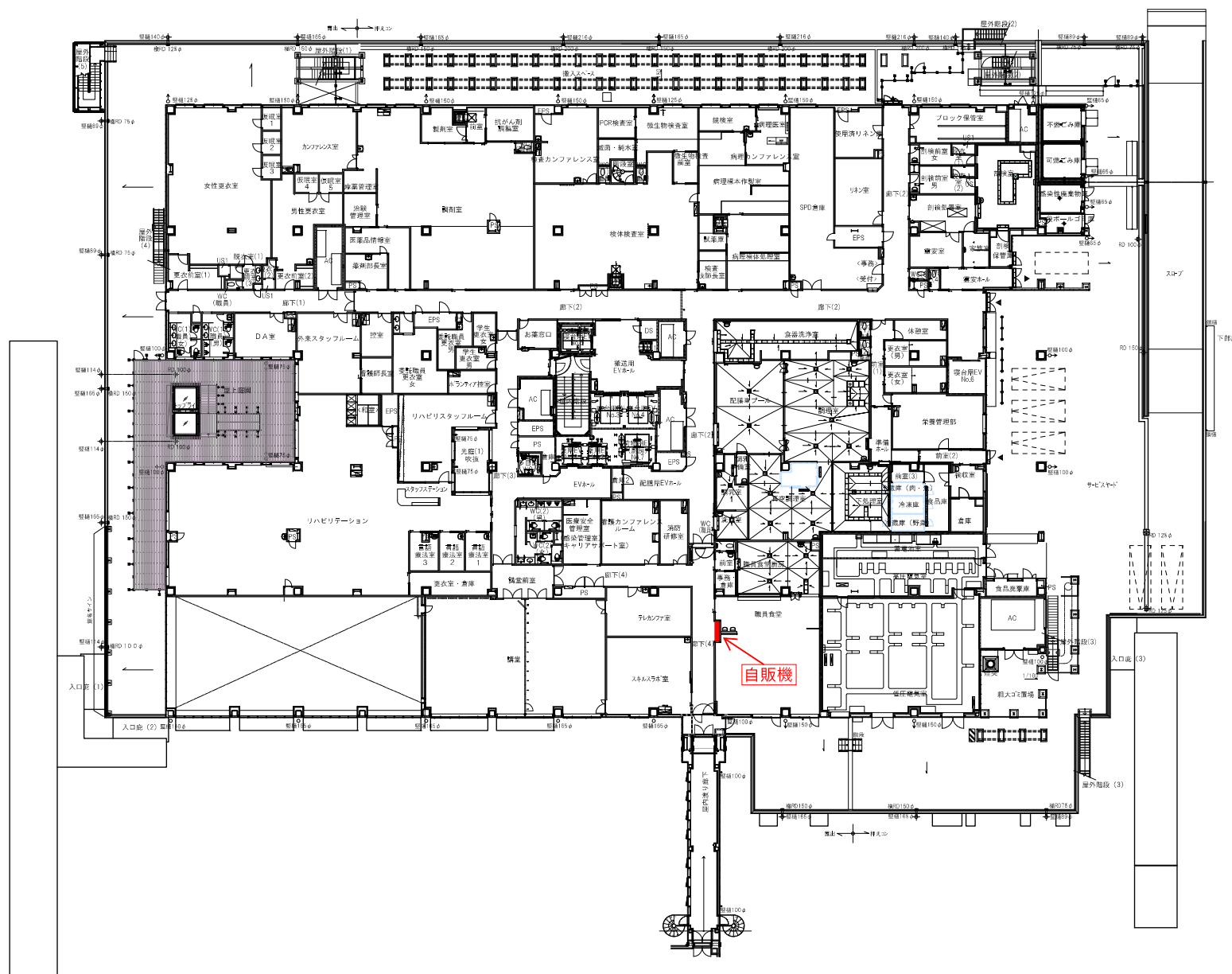
(4) 行政財産使用許可申請の手続き

内定運営事業者に選定された者は、別途当院が指定する期日までに行政財産使用許可の申請書類を当センター総務課に提出して下さい。

(5) 内定事業者の取消し

次の場合には、運営事業者の内定を取り消すものとします。

- ① 正当な理由がなく、(4)に記載する期日までに行政財産使用許可の手続きに応じなかったとき。
- ② 設置事業者が設置条件や応募資格を満たしていないことが判明した場合、又は失った場合。
- ③ 著しく社会的信用を損なう行為等により、自販機の設置事業者としてふさわしくないと当センターが判断したとき。



公募型プロポーザル参加申込書

令和 年 月 日

兵庫県立丹波医療センター院長 秋田 穂束 様

参加申込者	所在地（住所地）	印
	商 号（屋号）	
	代表者名	
	作成責任者	
	所 属 氏 名 電 話 ファクシ メールアドレ	

（参加申込者）は、兵庫県立丹波医療センター内の指定場所における自動販売機設置事業者の選定に係る公募型プロポーザルに参加します。

また、本書の提出に当たり、本書及び別紙会社の概要の内容については事実と相違ないことを誓約します。

なお、自動販売機の設置に必要な許認可等については、（別紙写しのとおり既に取得済みであること・事業者として選定後遅滞なく取得すること）を表明します。

会社の概要

(1) 名 称		
(2) 設立年月日		
(3) 本社(店)所在地 (営業所所在地)	※県内に営業所がある場合、() に所在地を記載願います。 ()	
(4) 事業種目		
(5) 自動販売機を 設置している 公用施設(国 県、市町村の 施設等)・公 共用施設(病 院・図書館美 術館等) ※代表的なものを 1カ所記載願 います。	施 設 名	
	設 立 主 体	
	所 在 地	
	運 営 内 容	
	運 営 期 間	年 月 日～ 年 月 日
	品 揃 え (価格)	
(6) 上記(5)以外の 運営施設数	・施設数＝ 施設 (主な設置施設：数カ所記載願います)	

欠格要件なきことの誓約書

令和 年 月 日

兵庫県立丹波医療センター院長 秋田 穂束 様

誓約者 所在地（住所地）

商 号（屋号）

代表者名

代表者印

作成責任者

所 属
氏 名
電 話
ファクシミリ
メールアドレス

兵庫県立丹波医療センターにおける自動販売機設置事業者選定に係る公募型プロポーザルへの参加について、募集要項の記4に掲げられる下記の欠格要件のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- ① 兵庫県から指名停止措置を受けている者
- ② 成年被後見人及び被補佐人並びに破産者で復権を得ない者
- ③ 国税及び県税を滞納している者
- ④ 兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員に該当する者
兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者
- ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- ⑥ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員及び構成員に該当しない者であること。

様式第3号

兵庫県立丹波医療センター
自動販売機設置事業者の選定に係る企画提案書

令和 年 月 日

兵庫県立丹波医療センター院長 秋田 穂束 様

企画提案者 所在地（住所地）

商 号（屋号）

代表者名

代表者印

作成責任者

所 属
氏 名
電 話
ファクシ
ミールアドレス

兵庫県立丹波医療センターの自動販売機設置事業者選定に係る企画提案を本書のとおり提出します。

本書の内容については事実と相違ないこと及び自動販売機設置事業者に選定された場合には、本書の内容を誠実に実行することを誓約します。

1. 価格提案（消費税込み）

公募内容	場所	基本使用料		価格提案使用料			提案使用料 (A)+(B)
		設置面積	使用料(A)	売上見込額	手数料率	使用料(B)	
自販機		m ²	円	円	%	円	円

※ 使用料は、2年5ヶ月間（令和元年11月1日～令和4年3月31日）の金額を記載して下さい。

※ 価格提案使用料は、売上実績額に一定の歩合（提案手数料率）を乗じた金額（ただし、売上実績が売上見込額を下回った場合は、「企画提案書に示す売店等の売上見込額（税込）に一定の率（提案手数料率）を乗じた額」とする。）を徴しますが、手数料率に加えて、売上見込額を記載し想定使用料を算定して下さい。

自動販売機設置計画書

(1) 自動販売機の型式・機能及び品揃え・販売価格等

(- 1)

場 所	自販機型式 大きさ	販売する清涼飲料水		自販機の機能等
		商 品 名	販売価格	
	※自販機型式 (パンフ添付) 名称	※設置時販売予定商品(パンフ添付)をすべて記載(別紙での記載也可)		※自販機の機能 ■必須の要求水準 ・偽造通貨、盗難防止機能 有 ・ 無 ・緊急時連絡先の掲示 有 ・ 無 〇〇市〇〇*丁目** □□営業所 △△△△ 電話 ****-**** ・転倒防止、安全対策 有 ・ 無 ■競争的な提案項目 ・省エネ、省資源への配慮 有 ・ 無 ※有りの場合、特徴を記載 して下さい。 ・ユニバーサルデザインの 配慮 有 ・ 無 ※有りの場合、特徴を記載 して下さい。 ・災害時対応型の有・無 ※有りの場合、特徴を記載し て下さい。 ・その他サービス機能 ※自由提案ある場合、内容 を記載下さい。
	メーカー		円	
	規格		円	
	※大きさ		円	
	面積*.**m ²		円	
	W=***cm		円	
	D=***cm		円	
	H=***cm		円	
	※自販機の品揃え・価格 ■必須の要求水準 ・賞味期限切れ商品の販売 有 ・ 無 ・傷モノ商品の販売 有 ・ 無 ■競争的な提案項目 ・販売商品の認知度、売れ行き ・割引制度や品揃えの強み等(自由提案) 			

※ 競争的な提案項目に関しては、記載内容を補足する資料を添付願います。

(2) 維持管理責任

■ 必須の要求水準（項目ごとに対応方法等を具体的に記載願います）

① 商品補充、金銭管理（つり銭対応含む）への対応方法

② 故障や利用者からの問い合わせ、苦情等への対応方法

③ 適時、商品補充し、売り切れを防止する対応方法

④ 廃棄容器の回収ボックス設置と定期的な回収への対応方法

⑤ 自販機周辺的美観や衛生環境への配慮の方法

■競争的要求水準（各項目別に、該当する内容があれば記載願います）

① 空き缶、びん、ペットボトル、プラスチックごみ等のリサイクルへの配慮

② 即時対応を要する販売トラブルに際しての緊急即応体制

③ その他、利用者とのトラブル回避のための特別の措置等（自由提案）

様式第4号

兵庫県立丹波医療センター内における自動販売機設置事業者選定に係る質問書

宛先：soumu@tmc.hyogo.jp

〒669-3495 丹波市氷上町石生2002番地7

兵庫県立丹波医療センター総務課（FAX 0795-88-5210）

質問者	会 社 名	
	住 所	
	作 成 者 の 所 属 ・ 氏 名	
	電 話	
	ファクシミリ	
	メールアドレス	

項 目	
質問要旨	
項 目	
質問要旨	